

鹿 児 島 県 公 報

平成30年 3 月 23 日 (金) 第3401号の 3



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- 保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の掲示 (森づくり推進課取扱い) 1
- 漁船保険付保義務発生 (水産振興課取扱い) 2
- 特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定 (2件) (水産振興課取扱い) 2
- 土地改良区の清算人の退任の届出 (農地整備課取扱い) 2
- 県営土地改良事業の計画の決定 (6件) (農地整備課取扱い) 3
- 県営土地改良事業の換地計画の決定 (2件) (農地整備課取扱い) 5
- 県営土地改良事業に係る換地処分 (農地整備課取扱い) 5
- 県営土地改良事業の工事の完了 (10件) (農地整備課取扱い) 5
- 道路の区域の変更 (7件) (道路維持課取扱い) 6
- 道路の供用の開始 (8件) (道路維持課取扱い) 7
- 証紙販売人の指定 (会計課取扱い) 11
- 道路の位置指定 (2件) (鹿児島地域振興局取扱い) 11
- (始良・伊佐地域振興局取扱い) 12
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止 (大隅地域振興局取扱い) 12

公 告

- 大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告 (商工政策課取扱い) 12
- 開発行為に関する工事の完了公告 (建築課取扱い) 13

人 事 委 員 会 公 告

- 鹿児島県職員採用試験公告 (総務課取扱い) 13

公 安 委 員 会 公 告

- 平成30年度技能検定員審査等公告 (免許試験課取扱い) 17

正 誤

- 鹿児島県公報第3353号 (平成29年9月29日付け) の一部訂正 (農地整備課取扱い) 20
- 鹿児島県公報第3357号の2 (平成29年10月13日付け) の一部訂正 (農地整備課取扱い) 20
- 鹿児島県公報第3375号 (平成29年12月15日付け) の一部訂正 (農地整備課取扱い) 20
- 鹿児島県公報第3377号 (平成29年12月22日付け) の一部訂正 (農地整備課取扱い) 20
- 鹿児島県公報第3386号 (平成30年1月30日付け) の一部訂正 (農地整備課取扱い) 20
- 鹿児島県公報第3390号 (平成30年2月13日付け) の一部訂正 (農地整備課取扱い) 20
- 鹿児島県公報第3391号 (平成30年2月16日付け) の一部訂正 (農地整備課取扱い) 20
- 鹿児島県公報第3393号 (平成30年2月23日付け) の一部訂正 (農地整備課取扱い) 20

告 示

鹿児島県告示第329号

平成30年2月9日鹿児島県告示第110号 (以下「告示第110号」という。) で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法 (昭和26年

法律第249号）第189条の規定により，その通知の内容を曾於市役所に掲示するとともに，その要旨を告示する。

平成30年3月23日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 所在が不分明な者の氏名
豊満左右衛門
- 2 通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所
曾於市末吉町南之郷字岸良9473番4
 - (2) 変更後の指定施業要件
告示第110号の変更後の指定施業要件のとおり

鹿児島県告示第330号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果，笠利加入区について，同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

平成30年3月23日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第331号

薩摩川内市港町6198番地 小倉義宏及び薩摩川内市港町569番地1 濱崎一義からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は，同項に規定する要件に適合すると認める。

平成30年3月23日

鹿児島県知事 三反園訓

区域及び区分

- 1 区域 薩摩川内市川内区域（川内市漁業協同組合の地区）
- 2 区分 主としてごち網漁業を営む漁業

鹿児島県告示第332号

熊毛郡屋久島町安房2457番地288 中島正道及び熊毛郡屋久島町安房1763番地4 川東守昭からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は，同項に規定する要件に適合すると認める。

平成30年3月23日

鹿児島県知事 三反園訓

区域及び区分

- 1 区域 屋久島町安房区域（熊毛郡屋久島町船行，安房，麦生，原及び尾之間の地区）
- 2 区分 主として沿岸一本釣り漁業を営む漁業

鹿児島県告示第333号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により，清算法人徳之島土地改良区の清算人の退任について次のとおり届出があった。

平成30年3月23日

鹿児島県知事 三反園訓

退任した清算人の氏名及び住所

高岡 秀規 大島郡徳之島町亀津980番地
大久 幸助 大島郡天城町浅間6521番地
大久保 明 大島郡伊仙町伊仙2077番地
崎田 広光 大島郡徳之島町亀津3283-1番地

鮫島 文秀 大島郡徳之島町亀津7192番地
吉田 義宏 大島郡徳之島町母間1081番地
大川 正仁 大島郡徳之島町母間4616番地
新谷 博司 大島郡徳之島町花徳781-9番地
村山佐エ明 大島郡徳之島町手々3032番地
柏木 辰二 大島郡天城町瀬滝1419番地
藤井誠一郎 大島郡伊仙町糸木名834番地
芳田 広邦 大島郡伊仙町阿権1518-1番地
深水 和良 大島郡徳之島町母間3473-1番地
豊 隆正 大島郡徳之島町亀津1100番地

鹿児島県告示第334号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、土地改良事業県営農地整備（畑地帯担い手育成型）（農業用排水施設整備及び農道整備）第四鹿屋地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成30年3月23日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 縦覧書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成30年3月26日から同年4月20日まで
- 3 縦覧場所
鹿屋市役所農地整備課
鹿屋市輝北総合支所産業建設課
鹿屋市吾平総合支所産業建設課
鹿屋市申良総合支所産業建設課

鹿児島県告示第335号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、土地改良事業県営農地整備（中山間地域型）（農業用排水施設整備、農道整備、農用地保全及び暗渠排水）小湊地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成30年3月23日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 縦覧書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成30年3月26日から同年4月20日まで
- 3 縦覧場所
南さつま市役所農地整備課

鹿児島県告示第336号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、土地改良事業県営農地整備（畑地帯担い手支援型）（農道整備及び土層改良）笠利地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成30年 3 月 23 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 縦覧書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成30年 3 月 26 日から同年 4 月 20 日まで
- 3 縦覧場所
奄美市笠利総合支所地域農政課

鹿児島県告示第337号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により，土地改良事業県営農地整備（経営体育成型）（区画整理）岩弘地区の計画を定めたので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に，鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成30年 3 月 23 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 縦覧書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成30年 3 月 26 日から同年 4 月 20 日まで
- 3 縦覧場所
東串良町役場建設課

鹿児島県告示第338号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により，土地改良事業県営用排水施設等整備（農業用排水施設整備）神山地区の計画を定めたので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に，鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成30年 3 月 23 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 縦覧書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成30年 3 月 26 日から同年 4 月 20 日まで
- 3 縦覧場所
屋久島町役場農林水産課

鹿児島県告示第339号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により，土地改良事業県営中山間地域総合整備（農業用排水施設整備，農道整備，区画整理及び農用地保全）瀬戸内東部地区の計画を定めたので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に，鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成30年 3 月 23 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 縦覧書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間

平成30年 3 月 26 日から同年 4 月 20 日まで

- 3 縦覧場所
瀬戸内町役場農林課

鹿児島県告示第340号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、土地改良事業県営農村振興総合整備霧島西部地区上牟田換地区の換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成30年 3 月 23 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 縦覧書類の名称
換地計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成30年 3 月 26 日から同年 4 月 20 日まで
- 3 縦覧場所
霧島市役所耕地課

鹿児島県告示第341号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、土地改良事業県営農村振興総合整備霧島西部地区宮川内換地区の換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成30年 3 月 23 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 縦覧書類の名称
換地計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成30年 3 月 26 日から同年 4 月 20 日まで
- 3 縦覧場所
霧島市役所耕地課

鹿児島県告示第342号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、土地改良事業県営中山間地域総合整備（一般型）福山地区金碓段換地区の換地計画に係る換地処分を、平成30年 2 月 20 日に行った。

平成30年 3 月 23 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第343号

土地改良事業県営農地整備（畑地帯担い手育成型）（旧：畑地帯総合整備）（農業用排水施設整備）ムチャカナ地区の工事は、平成23年 3 月 28 日に完了した。

平成30年 3 月 23 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第344号

土地改良事業県営農地整備（畑地帯担い手育成型）（旧：畑地帯総合整備）（農道整備）ムチャカナ地区の工事は、平成25年 3 月 19 日に完了した。

平成30年 3 月 23 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第345号

土地改良事業県営農地整備（畑地帯担い手育成型）（旧：畑地帯総合整備）（区画整理）小島河地地区第1換地区の工事は、平成23年10月11日に完了した。

平成30年 3 月 23 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第346号

土地改良事業県営農地整備（畑地帯担い手育成型）（旧：畑地帯総合整備）（区画整理）小島河地地区第2換地区の工事は、平成25年 3 月 27 日に完了した。

平成30年 3 月 23 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第347号

土地改良事業県営農地整備（畑地帯担い手育成型）（旧：畑地帯総合整備）（土層改良）小島河地地区の工事は、平成25年 3 月 27 日に完了した。

平成30年 3 月 23 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第348号

土地改良事業県営農地整備（畑地帯担い手育成型）（旧：畑地帯総合整備）（区画整理）上晴地区第1換地区の工事は、平成25年 3 月 27 日に完了した。

平成30年 3 月 23 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第349号

土地改良事業県営農地整備（畑地帯担い手育成型）（旧：畑地帯総合整備）（区画整理）上晴地区第2換地区の工事は、平成23年 3 月 25 日に完了した。

平成30年 3 月 23 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第350号

土地改良事業県営農地整備（畑地帯担い手育成型）（旧：畑地帯総合整備）（土層改良）上晴地区の工事は、平成25年 3 月 27 日に完了した。

平成30年 3 月 23 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第351号

土地改良事業県営農地整備（畑地帯担い手育成型）（旧：畑地帯総合整備）（区画整理）第一面縄地区第2換地区の工事は、平成26年 3 月 3 日に完了した。

平成30年 3 月 23 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第352号

土地改良事業県営農道整備（旧：過疎基幹農道整備）（農道整備）五ラン大原地区の工事は、平成26年 6 月 9 日に完了した。

平成30年 3 月 23 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第353号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成30年3月23日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月23日

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	鹿児島県知事 三反園訓	
				敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
国道	226号	南九州市颯娃町別府字土橋口5351番5地先から同市颯娃町別府字西廻下4923番1地先まで	前	10.0～15.1	39.2
			後	10.5～21.0	39.2

鹿児島県告示第354号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成30年3月23日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月23日

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	鹿児島県知事 三反園訓	
				敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	飯山喜入線	南九州市颯娃町牧之内字正ブ田上8045番12地先から同市颯娃町牧之内字狐ヶ平13135番1地先まで	前	6.8～30.4	1,376.1
			後	6.8～30.4	1,658.8
				11.2～56.6	1,055.7

鹿児島県告示第355号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成30年3月23日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月23日

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	鹿児島県知事 三反園訓	
				敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
国道	504号	薩摩郡さつま町泊野字轟之元6090番4地先から同町泊野字崩下6067番2地先まで	前	16.2～179.0	370.0
			後	16.2～180.4	370.0

	出水市高尾野町柴引字藤吉山神4197番1地先から同市高尾野町柴引字尾塚4159番3地先まで	前 後	17.3～85.4 10.8～86.4	1,368.5 1,368.5
--	---	--------	------------------------	--------------------

鹿児島県告示第356号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成30年3月23日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月23日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道	504号	薩摩郡さつま町泊野字轟之元6083番1地先から出水市高尾野町柴引字尾塚4159番3地先まで	平成30年3月25日

鹿児島県告示第357号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成30年3月23日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月23日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員（メートル）	敷地の延長（メートル）
県道	大崎輝北線	曾於郡大崎町持留字柴立402番2地先から同町持留字瀧ノ上405番3地先まで	前	11.3～25.3	126.0
			後	12.9～42.3	117.6

鹿児島県告示第358号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成30年3月23日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月23日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	大崎輝北線	曾於郡大崎町持留字柴立402番2地先から同町持留字瀧ノ上405番3地先まで	平成30年3月23日

鹿児島県告示第359号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成30年3月23日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月23日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	垂水南之郷線	曾於市末吉町南之郷字下前田8988番2地先から同市末吉町南之郷字柿木野久尾9319番1地先まで	前	11.3～18.0	316.0
			後	11.3～20.4	316.0

鹿児島県告示第360号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成30年3月23日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月23日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	垂水南之郷線	曾於市末吉町南之郷字下前田8988番2地先から同市末吉町南之郷字柿木野久尾9319番1地先まで	平成30年3月23日

鹿児島県告示第361号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成30年3月23日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月23日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	志柄宮ヶ原福山線	曾於市大隅町荒谷字折戸1214番1地先から1195番1地先まで	前	7.8～11.5	123.4
			後	7.1～13.0	123.4
		曾於市大隅町須田木字川路山857番地先から同市大隅町須田木字八反834番1地先まで	前	5.6～6.6	62.1
			後	6.5～14.2	62.1

鹿児島県告示第362号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成30年3月23日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月23日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	志柄宮ヶ原福山線	曾於市大隅町荒谷字折戸1214番1地先から1195番1地先まで	平成30年3月23日
		曾於市大隅町須田木字川路山857番地先から同市大隅町須田木字八反834番1地先まで	

鹿児島県告示第363号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成30年3月23日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月23日

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	鹿児島県知事 三反園訓	
				敷地の幅員（メートル）	敷地の延長（メートル）
県道	佐仁万屋赤木名線	奄美市笠利町大字須野字里83番9地先から105番1地先まで	前後	11.8～16.5	50.0
				12.0～15.6	50.0

鹿児島県告示第364号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成30年3月23日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月23日

道路の種類	路線名	供用開始の区間	鹿児島県知事 三反園訓	
			供用開始の期日	
県道	佐仁万屋赤木名線	奄美市笠利町大字須野字里83番9地先から99番6地先まで	平成30年3月23日	

鹿児島県告示第365号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成30年3月23日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月23日

道路の種類	路線名	供用開始の区間	鹿児島県知事 三反園訓	
			供用開始の期日	
県道	志布志福山線	曾於市大隅町岩川字竹下谷4855番2地先から同市大隅町中之内字松田8285番地先まで	平成30年3月23日	

鹿児島県告示第366号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により，次のとおり道路の供用を開始する。

なお，供用の開始の区間を表示した図面は，平成30年3月23日から2週間，鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月23日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	黒石串良線	曾於郡大崎町持留字宮ノ迫774番5地先から同町持留字二子塚1293番10地先まで	平成30年3月23日

鹿児島県告示第367号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により，次のとおり道路の供用を開始する。

なお，供用の開始の区間を表示した図面は，平成30年3月23日から2週間，鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月23日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	佐仁赤木名線	奄美市笠利町大字中金久字金久田61番10地先から同市笠利町大字里字見里61番4地先まで	平成30年3月23日

鹿児島県告示第368号

鹿児島県証紙条例（昭和38年鹿児島県条例第56号）第5条の規定により，収入証紙販売人を次のとおり指定した。

平成30年3月23日

鹿児島県知事 三反園訓

名称	住所	販売所の所在地	指定年月日
株式会社隼人自動車学校 代表取締役 岩井陽典	霧島市隼人町真孝123番地	霧島市隼人町真孝123番地 国分隼人自動車学校	平成30年3月19日
株式会社玉里自動車学校 代表取締役 平山勢津子	鹿児島市下伊敷一丁目10番2号	鹿児島市下伊敷一丁目10番2号 玉里自動車学校	平成30年3月19日

鹿児島地域振興局告示第5号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により，次のとおり道路の位置を指定した。

平成30年3月23日

鹿児島地域振興局長 本田勝規

指定の年月日	申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名	指 定 道 路		
		位 置	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
平成30年3月5日	日置市伊集院町猪鹿倉一丁目6番地	日置市伊集院町猪鹿倉字大迫2番9	96.50	4.00 6.00

1	株式会社耕人舎 代表取締役 満富康祐			
---	--------------------------	--	--	--

始良・伊佐地域振興局告示第 5 号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成30年 3 月 23 日

始良・伊佐地域振興局長 下村一彦

指定の年月日	申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名	指 定 道 路		
		位 置	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
平成30年 3 月 9 日	鹿児島市錦江町 1 番 4 号 ヤマサハウス株式会社 代表取締役 佐々木典明	始良市加治木町反土字田 中2661番19	49.37	6.03～6.13

大隅地域振興局告示第 6 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第 2 項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

平成30年 3 月 23 日

大隅地域振興局長 堀之内健郎

事 業 所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名 称	所在地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
カーリアベース かのや	鹿屋市大手町 2 番 17 号 鏡堂ビル B 号室	アレグリアファーム株式会社	鹿屋市大手町 2 番 17 号	原田 幸二	平成30年 3 月 31 日	就労継続 支援 B 型
和	鹿屋市寿四丁目 1 番 43 号	社会福祉法人仁和会	鹿屋市寿四丁目 1 番 43 号	齊之平和夫	平成30年 3 月 31 日	共同生活 援助

公 告

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定により鹿屋市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成30年 3 月 23 日から 1 月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び大隅地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

平成30年 3 月 23 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
リナシティかのや
鹿屋市大手町 1 番 1 号
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日
法第 6 条第 2 項の規定による届出事項の変更に関する届出
平成29年10月26日
- 3 意見の概要

(1) 生活保全上の意見について

届出地付近には、鹿屋小学校、西原小学校、鹿屋中学校及び第一鹿屋中学校があるため、児童及び生徒の通行について、特段の配慮をすること。

(2) その他

特になし。

.....

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成30年 3 月 23 日

鹿児島県知事 三反園訓

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

曾於郡大崎町菱田字向田3689番, 3690番, 3691番, 3692番, 3693番, 3694番, 3695番, 3696番, 3697番, 3713番, 3714番, 3715番, 3716番, 3717番, 3718番, 3719番, 3720番, 3721番, 3722番1, 3723番, 5148番2及び5684番2, 志布志市有明町野井倉字下戸6965番1の一部及び6965番6並びに字苑田7124番1, 7125番, 7125番1, 7125番2, 7138番, 7139番, 7139番1, 7141番, 7143番, 7144番, 7146番, 7149番2, 7149番3, 7150番2, 7150番3, 7150番4, 7153番1及び7153番2

2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名

志布志市有明町野井倉6965番地
サンキョーミート株式会社
代表取締役 楠本幸二

人事委員会公告

鹿児島県職員採用試験公告

平成30年度鹿児島県職員採用試験を次のとおり実施する。

平成30年 3 月 23 日

鹿児島県人事委員会委員長 平田浩和

1 試験名, 試験区分, 採用予定人員及び主な職務内容

試験名	試験区分	採用予定人員	主な職務内容
上 級	行 政	45名	知事部局における事務
	警察事務	7名	警察本部（警察署を含む。）における事務
	心 理	2名	知事部局におけるそれぞれの専門的業務
	農 業	11名	
	畜 産	2名	
	農業土木	3名	
	林 業	4名	
	水 産	2名	
	土 木	5名	
	建 築	2名	
	電 気	1名	
	化学 I	4名	
	化学 II	2名	
	栄 養 士	1名	
保 健 師	10名		
	行 政	15名	知事部局における事務
	農 業	3名	

民間企業等 職務経験者	U I ター ン 枠	畜 産	2名	知事部局におけるそれぞれの専門的業務
		林 業	1名	
		水 産	1名	
		土 木	2名	
中 級	一般事務	後 日 発 表	知事部局における事務	
	教育事務		市町村立小・中学校等における事務	
	土 木		知事部局における専門的業務	
初 級	一般事務	後 日 発 表	知事部局又は教育委員会（県立学校等を含む。）における事務	
	警察事務		警察本部（警察署を含む。）における事務	
	農業土木		知事部局におけるそれぞれの専門的業務	
	林 業			
	土 木			
建 築				

2 受験資格

(1) 次に該当する者

試験名	受 験 資 格
上 級	ア 平成元年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた者。ただし、保健師は平成元年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者 イ 平成9年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学（4年制以上のもの）を卒業した者若しくは平成31年3月末までに卒業見込みの者又はこれらと同等の資格があると人事委員会が認める者
民間企業等 職務経験者	「行政」は次のア及びイの条件を、「U I ターン枠（農業、畜産、林業、水産、土木）」は次のア及びウの条件を満たすこと。 ア 昭和54年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた者 イ 民間企業等における職務経験を5年以上有する者（平成30年3月31日現在） ウ 鹿児島県外に本庁・本社等所在地を置く公的機関や民間企業等における各専門分野の職務経験を5年以上有する者（平成30年3月31日現在）
中 級	平成3年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者
初 級	平成9年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者

(2) 次の試験区分にあっては、それぞれ当該右欄に掲げる免許又は資格を必要とする。

試験区分	免 許 又 は 資 格
化 学 Ⅱ	食品衛生監視員の任用資格取得者又は平成31年3月31日までに取得見込みの者
栄 養 士	管理栄養士の免許取得者又は平成31年3月31日までに行われる国家試験により取得見込みの者
保 健 師	保健師の免許取得者又は平成31年3月31日までに行われる国家試験により取得見込みの者

(3) 次のいずれかに該当する者は受験できない。

- ア 日本の国籍を有しない者（栄養士及び保健師を除く。）
- イ 成年被後見人又は被保佐人（民法の一部を改正する法律の規定により従前の例によることとされる準禁治産者を含む。）
- ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

- エ 鹿児島県職員（教育事務の受験者にあつては、鹿児島県職員又は鹿児島県の県費負担教職員）として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- カ 現に公務員である者（民間企業等職務経験者職員採用試験「行政」受験者に限る。）
- キ 現に鹿児島県内に本庁・本社等所在地を置く公的機関や民間企業等の職員等である者（民間企業等職務経験者職員採用試験「UIターン枠」受験者に限る。）

3 試験の方法，時期及び場所

(1) 第1次試験

試験名	試験日	試験地	試験種目		合格発表
上 級	平成30年6月24日（日）	鹿児島市 東京都	教養試験，専門試験（注1）， エントリーシート（提出書類） （注2）		平成30年7月12日（木）
民間企業等 職務経験者	平成30年8月19日（日）	鹿児島市 東京都	行政	教養試験，経験論文試験， エントリーシート（提出書類）（注2）	平成30年9月14日（金）
			UI ター ン 枠	職務基礎力試験（教養試験， 適性検査（注3））， 専門試験，経験論文試験， エントリーシート（提出書類）（注2）	
中 級	平成30年9月23日（日）	鹿児島市	教養試験，専門試験，エントリーシート（提出書類）（注2）		平成30年10月4日（木）
初 級			教養試験，専門試験（注4）， エントリーシート（提出書類） （注2）		

（注1）専門試験は、栄養士及び保健師は実施しない。

（注2）エントリーシートは、第2次試験の面接試験においても使用する。

（注3）適性検査の結果は、第2次試験の対象者のみ、第2次試験で実施する適性検査の結果と併せて第2次試験の参考とする。

（注4）専門試験は、農業土木，林業，土木，建築で実施。

(2) 第2次試験

試験名	試験日	試験地	試験種目	合格発表
上 級	平成30年7月下旬から8月上旬	鹿 児 島 市	論文試験（注1），専門試験（注2），面接試験，適性検査	平成30年8月下旬
民間企業等 職務経験者	平成30年10月上旬から中旬		面接試験，適性検査	平成30年10月下旬
中 級	平成30年10月中旬から11月上旬		論文試験（注3），専門試験（注4），面接試験，適性検査	平成30年11月下旬
初 級			作文試験，面接試験，適性検査	

（注1）論文試験は、行政，警察事務，栄養士，保健師で実施。

（注2）専門試験は、心理，農業，畜産，農業土木，林業，水産，土木，建築，電気，化学Ⅰ，化学Ⅱで実施。

（注3）論文試験は、一般事務及び教育事務で実施。

（注4）専門試験は、土木で実施。

4 受験申込手続等

(1) インターネットによる受験申込み

申込受付期間	上 級	平成30年5月7日（月）午前8時30分から同月21日（月）午後5時15分までに鹿児島県電子申請共同運営システムのサーバーに到達したものとする。
	民間企業等 職務経験者	平成30年7月2日（月）午前8時30分から同月16日（月）午後5時15分までに鹿児島県電子申請共同運営システムのサーバーに到達したものとする。
	中 級	平成30年8月8日（水）午前8時30分から同月22日（水）午後5時15分までに鹿児島県電子申請共同運営システムのサーバーに到達したものとする。
	初 級	
受験申込方法	鹿児島県のホームページ（ https://www.pref.kagoshima.jp/ ）において、必要な事項を入力し、申し込むこと。	

(2) 郵送又は持参による受験申込み

	上 級	民間企業等 職務経験者	中 級	初 級
受験申込書 配布開始日	平成30年4月19日（木）		平成30年6月29日（金）	
申込受付期限	平成30年5月7日（月）から同月23日（水）まで	平成30年7月2日（月）から同月18日（水）まで	平成30年8月8日（水）から同月24日（金）まで	
受験申込書の 請求先	鹿児島県人事委員会事務局，県の各地域振興局総務企画部，各支庁総務企画部及び県外事務所等。ただし，郵送での請求は，鹿児島県人事委員会事務局のみで受け付ける。			
受験申込方法	ア 受験申込書に必要事項を記入して提出すること。 イ 受験申込みは，一試験につき一試験区分に限る。 ウ 受験申込書の受理後における試験区分及び試験地の変更は認めない。 エ 郵送の場合は，必ず簡易書留郵便にすること。			
受験申込先	鹿児島県人事委員会事務局総務課			

5 採用候補者名簿の作成方法

- (1) 最終合格者は，試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に成績順に登載される。
- (2) 採用候補者名簿の有効期間は，名簿確定の日から原則として1年間である。

6 給与

(1) 上級，中級及び初級試験

給与は，鹿児島県職員の給与に関する条例等に基づき支給される。

平成30年3月1日に適用されている現行条例によれば，行政職給料表では，基準となる給料月額下表のとおりとなり，職務経験等のある場合には，この額に一定の基準で加算されることがある。このほか，通勤手当，住居手当，超過勤務手当，期末手当，勤勉手当等が，それぞれの手当支給条件に応じて支給される。

上 級	179,700円
中 級	160,300円
初 級	147,500円

(2) 民間企業等職務経験者職員採用試験

給与は，鹿児島県職員の給与に関する条例等に基づき支給される。

例えば，採用時の年齢が30歳で，大学卒業後民間企業等における職務経験が8年の場合，給料月額240,000円程度が支給される。このほか，通勤手当，住居手当，超過勤務手当，期末手当，勤勉手当等が，それぞれの手当支給条件に応じて支給される。

7 その他

各試験の詳細については，別に試験案内を交付する。

8 問合せ先

鹿児島県人事委員会事務局

郵便番号 890-8577

鹿児島市鴨池新町10番1号 県庁（行政庁舎）12階

電話（直通）099-286-3893, 099-286-3894

公安委員会公告

平成30年度技能検定員審査等公告

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号）第1条及び第10条第1項の規定により、平成30年度技能検定員審査等を次のとおり実施する。

平成30年 3 月 23 日

鹿児島県公安委員会委員長 豊島忍

1 前期審査の種類及び日時

(1) 教習指導員審査

ア 普通自動車免許

(㉞) 筆記試験 平成30年5月7日（月）及び同年7月2日（月）の午前9時から

(イ) 技能試験 平成30年5月7日（月）及び同年7月2日（月）の午後1時から

(ウ) 面接試験 平成30年5月8日（火）及び同年7月3日（火）の午前9時から

イ 大型自動車第二種免許，中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許

筆記試験 平成30年5月7日（月）及び同年7月2日（月）の午前10時から

ウ 大型自動車免許，中型自動車免許，準中型自動車免許，大型特殊自動車免許，大型自動二輪車免許，普通自動二輪車免許及び牽引免許

技能試験 平成30年5月28日（月），同月29日（火），同月30日（水），同年9月25日（火），同月26日（水）及び同月27日（木）のそれぞれの日の午後1時から

(2) 技能検定員審査

ア 普通自動車免許

(㉞) 筆記試験 平成30年5月14日（月）及び同年7月9日（月）の午前10時から

(イ) 技能試験 平成30年5月14日（月）及び同年7月9日（月）の午後1時から

(ウ) 面接試験 平成30年5月15日（火）及び同年7月10日（火）の午前9時から

イ 大型自動車第二種免許，中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許

筆記試験 平成30年5月14日（月）及び同年7月9日（月）の午前10時から

ウ 大型自動車免許，中型自動車免許，準中型自動車免許，大型特殊自動車免許，大型自動二輪車免許，普通自動二輪車免許及び牽引免許

技能試験 平成30年5月28日（月），同月29日（火），同月30日（水），同年9月25日（火），同月26日（水）及び同月27日（木）のそれぞれの日の午後1時から

2 後期審査の種類及び日時

(1) 教習指導員審査

ア 普通自動車免許

(㉞) 筆記試験 平成30年10月15日（月）の午前9時から

(イ) 技能試験 平成30年10月15日（月）の午後1時から

(ウ) 面接試験 平成30年10月16日（火）の午前9時から

イ 大型自動車第二種免許，中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許

筆記試験 平成30年10月15日（月）の午前10時から

ウ 大型自動車免許，中型自動車免許，準中型自動車免許，大型特殊自動車免許，大型自動二輪車免許，普通自動二輪車免許及び牽引免許

技能試験 平成30年11月12日（月），同月13日（火）及び同月14日（水）のそれぞれの日の午後1時から

(2) 技能検定員審査

ア 普通自動車免許

- (㍑) 筆記試験 平成30年10月22日（月）の午前10時から
 - (㍒) 技能試験 平成30年10月22日（月）の午後1時から
 - (㍓) 面接試験 平成30年10月23日（火）の午前9時から
 - イ 大型自動車第二種免許，中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許
筆記試験 平成30年10月22日（月）の午前10時から
 - ウ 大型自動車免許，中型自動車免許，準中型自動車免許，大型特殊自動車免許，大型自動二輪車免許，普通自動二輪車免許及び牽引免許
技能試験 平成30年11月12日（月），同月13日（火）及び同月14日（水）のそれぞれの日の午後1時から
- 3 審査の場所
鹿児島県警察本部交通部免許試験課（始良市東餅田3937番地）
- 4 審査の申請手続
- (1) 受審資格要件
- ア 教習指導員審査
- (㍑) 審査の種類（普通自動車免許）
審査を受ける日の年齢が21歳以上で普通自動車に係る運転免許を有する者
 - (㍒) 審査の種類（大型自動車免許，中型自動車免許，準中型自動車免許，大型特殊自動車免許，大型自動二輪車免許，普通自動二輪車免許及び牽引免許）
受審する種類に係る運転免許を有し，かつ，普通自動車免許に係る教習指導員資格を有している者で，大型自動二輪車免許については，普通自動二輪車免許に係る教習指導員資格を有している者
 - (㍓) 審査の種類（大型自動車第二種免許，中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許）
受審する種類に係る運転免許を有し，それぞれの免許に係る第一種免許の教習指導員資格を有している者で，かつ，過去1年以内に，国家公安委員会が指定する技能教習又は学科教習の技能又は知識に関する講習を修了している者
- イ 技能検定員審査
- (㍑) 審査の種類（普通自動車免許）
審査を受ける日の年齢が25歳以上で普通自動車に係る運転免許を有し，かつ，普通自動車免許に係る教習指導員資格を有している者
 - (㍒) 審査の種類（大型自動車免許，中型自動車免許，準中型自動車免許，大型特殊自動車免許，大型自動二輪車免許，普通自動二輪車免許及び牽引免許）
受審する種類に係る運転免許を有し，かつ，普通自動車免許に係る技能検定員資格を有している者で，大型自動二輪車免許については，普通自動二輪車免許に係る技能検定員資格及び大型自動二輪車免許に係る教習指導員資格を有している者
 - (㍓) 審査の種類（大型自動車第二種免許，中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許）
受審する種類に係る運転免許を有し，それぞれの免許に係る第一種免許の技能検定員資格を有している者で，かつ，過去1年以内に，国家公安委員会が指定する技能検定についての技能又は知識に関する講習を修了している者
- ウ その他
一人の受審者につき，教習指導員審査を1種，技能検定員審査を1種の合計2種まで受審できるものとする。
- (2) 申請書類
- ア 審査申請書
 - イ 資格審査票
 - ウ 運転免許証の写し
 - エ 運転記録証明書（過去5年の交通違反等が記載されたもの）
 - オ 普通自動車免許及び普通自動二輪車免許に係る教習指導員資格を有する者は，その免許に係る教習指導員資格者証の写し

カ 普通自動車免許、普通自動二輪車免許に係る技能検定員資格を有する者は、その免許に係る技能検定員資格者証の写し及び大型自動二輪車免許に係る教習指導員資格を有する者は、その免許に係る教習指導員資格者証の写し

キ 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受審する者は、受審しようとする免許の第一種免許の教習指導員資格者証の写し及び国家公安委員会が指定する技能教習又は学科教習についての技能又は知識に関する講習の修了証明書の原本

ク 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受審する者は、受審しようとする免許の第一種免許の技能検定員資格者証の写し及び国家公安委員会が指定する技能検定についての技能又は知識に関する講習の修了証明書の原本

(3) 申請書類の提出先

鹿児島県警察本部交通部免許試験課（始良市東餅田3937番地 郵便番号 899-5421）

なお、郵送の場合は、封筒の表に「申請書在中」と朱書し、書留郵便とすること。

(4) 審査手数料及び納付方法

申請書類提出の際、審査申請書に鹿児島県手数料徴収条例（平成12年鹿児島県条例第11号）に定める額面の鹿児島県収入証紙を貼付して納付すること。ただし、審査細目により金額が異なるため、詳しくは問い合わせること。

なお、申請書類を受け付けた後は、審査手数料は返還しない。

5 前期受付期間

(1) 教習指導員及び技能検定員の普通自動車免許・二種免許（大型・中型・普通）

平成30年5月実施分は、同年4月1日（日）から同月15日（日）まで、同年7月実施分は、同年6月1日（金）から同月15日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとし、郵送の場合は、平成30年4月15日及び同年6月15日の消印のあるものまで受け付ける。

(2) 教習指導員及び技能検定員の大型・中型・準中型・大型特殊・大型二輪・普通二輪・牽引免許

平成30年5月実施分は、同年4月9日（月）から同月23日（月）まで、同年9月実施分は、同年8月13日（月）から同月27日（月）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとし、郵送の場合は、平成30年4月23日及び同年8月27日の消印のあるものまで受け付ける。

6 後期受付期間

(1) 教習指導員及び技能検定員の普通自動車免許・二種免許（大型・中型・普通）

平成30年9月1日（土）から同月15日（土）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとし、郵送の場合は、平成30年9月15日の消印のあるものまで受け付ける。

(2) 教習指導員及び技能検定員の大型・中型・準中型・大型特殊・大型二輪・普通二輪・牽引免許

平成30年10月1日（月）から同月17日（水）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとし、郵送の場合は、平成30年10月17日の消印のあるものまで受け付ける。

7 申請書類の交付

審査申請書及び資格審査票の用紙は、鹿児島県警察本部交通部免許試験課で交付する。

なお、同用紙を郵便により請求する場合は、封筒の表に「資格審査票請求」と書き、宛先及び郵便番号を明記し、120円分の切手を貼付した返信用封筒を同封すること。

8 問合せ先

鹿児島県警察本部交通部免許試験課

始良市東餅田3937番地（郵便番号 899-5421）

電話番号 0995-65-2295

正	誤
----------	----------

平成29年 9 月 29 日付け鹿児島県公報第3353号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	訂正箇所	誤	正
2	下から12行目	第87条の3第1項	第88条第1項

平成29年10月13日付け鹿児島県公報第3357号の2中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	訂正箇所	誤	正
3	上から6行目	第87条の3第1項	第88条第1項

平成29年12月15日付け鹿児島県公報第3375号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	訂正箇所	誤	正
6	下から16行目	第87条の3第1項	第88条第1項

平成29年12月22日付け鹿児島県公報第3377号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	訂正箇所	誤	正
3	下から21行目及び 7行目	第87条の3第1項	第88条第1項

平成30年 1 月 30 日付け鹿児島県公報第3386号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	訂正箇所	誤	正
3	上から22行目	第87条の3第1項	第88条第1項

平成30年 2 月 13 日付け鹿児島県公報第3390号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	訂正箇所	誤	正
2	上から21行目	第87条の3第1項	第88条第1項

平成30年 2 月 16 日付け鹿児島県公報第3391号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	訂正箇所	誤	正
3	上から18行目並び に下から15行目及 び1行目	第87条の3第1項	第88条第1項

平成30年 2 月 23 日付け鹿児島県公報第3393号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	訂正箇所	誤	正
3	上から11行目	第87条の3第1項	第88条第1項